平成２８年（フ）第３８０号
さいたま市桜区大字大久保領家111番地２
エターナル片町504
破産者　清水　一守（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４０号
さいたま市大宮区大成町１丁目172番地１
ライオンズマンション大宮第２　104
破産者　中田　　徹
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５０号
埼玉県鴻巣市中央19番18号
破産者　福井　純夫
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
神奈川県小田原市酒匂３丁目12番17―402号
シャンロック小田原第２、前住所東京都新宿区若松町６番11―1302号
破産者　栗山明日香
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５９４号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町３丁目22番15号　スカイコート淵野辺第４　308、前住所神奈川県小田原市扇町１丁目34番４―408号
破産者　西村　惠一
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２３号
神奈川県中郡大磯町西小磯680番地１　ベルハイムＥ
破産者　菅原　政憲
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３１号
静岡市葵区大岩本町７番30号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目８番15号
破産者　御前　則義
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２７号
静岡市清水区山原180番地の45　マンダリーノ101号
破産者　平岡　佳隆
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０６号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番１―616号
破産者　小林智惠美
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９２号
大阪市浪速区木津川１丁目８番16号　圭陽マンション　302号
破産者　石井　和也
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５３６号
大阪府東大阪市三島２丁目10―10　ヒラオカコーポ206、開始決定時大阪府東大阪市加納７丁目23番４―1008号　アメリア　４番館1008号
破産者　山下　　栄
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７８号
大阪府大東市朋来２丁目５番11号　3
破産者　中島　裕仁
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８６号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番６―303号
破産者　シエルズこと　林　　安繁
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１９号
大阪市住之江区粉浜１丁目18番５号　フジパレス粉浜　203
破産者　伊沢　孝文
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５８号
兵庫県西宮市小松東町３丁目３番46―1111号
破産者　橋本　欣一
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２５号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目22番９号
破産者　松川運送ことタヴェルナソライアこと　松川　直裕
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４６号
大阪府高槻市上本町11番25―305号
破産者　新田　幸恵
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６７号
大阪市福島区大開２丁目８番17号
破産者　岡田幸三郎
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部